

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策（案）」への意見

2005年3月30日

民間研究団体 知的財産国家戦略フォーラム
（代表 成蹊大学教授 安念 潤司）

民間研究団体、知的財産国家戦略フォーラムは標記につき、下記のとおり意見を表明する。

記

< 総論 >

諸問題の対応策（案）に全面的に賛成する。

さる3月15日に開催された「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」で公表された「中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題とその対応策」の内容に全面的に賛成する。

21世紀の知識経済社会において、新産業を生み出す主体は「中小・ベンチャー企業」である。しかし日本社会には、中小・ベンチャー企業の順調な発展を阻む多くの問題が横たわっている。その原因は、中小・ベンチャー企業に対する大企業の不公正な取引体質、中小・ベンチャー企業の支援施策の欠如・不足である。これらの問題を早急に解決し、中小・ベンチャー企業を活発化する法制度の整備や施策の実施が、日本にとって緊急課題である。

ところがこの問題解決に大きな壁が立ちはだかっている。多くの行政機関の後ろ向き姿勢である。「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」における3月1日及び15日の議論からすると、既にいくつかの関係省庁は中小企業・ベンチャーが抱える課題に対する解決策について代替案も示さず「全面削除」を要求している。自らリスクを取り、日本を支えようとする中小・ベンチャー企業の「悲鳴」にも似た要請に対して、行政は余りに冷たすぎるのではないか。

ユーザーニーズに真摯にこたえない行政機関は必要ない。不要な行政機関はスクラップするしかない。行政機関が自ら機能を縮小し始めるのならば、国民にとって障害になるばかりである。

知的財産の創造を促進し、保護、活用することにより日本の競争力を向上させる国の仕組みづくりを急がなければならない。明治時代に基本骨格が構築され、終戦後に手直しをされた法制度がいまの時代に合わなくなっていることは

明白だ。行政機関が動かなければ、立法府の力を借りて迅速に改革しなければならない。中小企業知財保護法、三倍賠償の導入をはじめとする諸問題の対応策（案）に全面的に賛成することを重ねて主張し、イノベーションを阻害する慣行と法制度を排除し、イノベーションを活発化する社会の構築を急ぐよう関係行政機関に強く要望する。

以下の各論では、今回の対応策（案）に漏れている事項を指摘する。

<各 論>

1. 訴訟当事者を一覧でインターネット公開しよう。特許庁は「無効審判の請求人と被請求人」を、裁判所は法人である「知的財産侵害訴訟及び無効審判不服裁判の原告と被告」の公開である。

現在、中小・ベンチャー企業を潰す悪質な方法として、無効審判や知的財産訴訟の乱用が行われている。

実例を挙げよう。A社は従業員数名の化学系のベンチャー企業である。大企業から2回の知的財産訴訟、4回の無効審判などを起こされ、訴訟費用だけで数億円を費やした。最高裁で勝訴し4億円強の損害賠償を得たが、未だに大企業から無効審判が請求され続けている。A社の元社長は次のように訴えている。

無効審判・訴訟は何度でも（権利消滅後でも）起されるので終わりが無い、無効審判・訴訟は勝ち続けても弁護士費用は全額持ち出しである、

特許が無効となったら4億円に年利5%の利息を付けて返納しなければならないので、弁護士費用に使うこともできない。

大企業対中小企業の戦いは「機関銃と竹槍の争い」、殺されるまで終わらないというのが実感という。特許権の細かい瑕疵を巡り、無効審判請求が延々と繰り返されている。

無効審判情報はIPDL（電子図書館）で公開されており、特許庁の登録原簿には知的財産訴訟の事実が全て記載されており閲覧可能である。ところが、一覧表としてインターネットで確認することはできない欠点がある。他方、裁判所については法廷の公開情報さえインターネットで公開されていない。米国の知財裁判所（CAFC）とのサービス格差は未だ大きい。

大企業が中小・ベンチャー企業の技術を尊重する社会に生まれ変わるには、経済事件（無効審判、知的財産侵害訴訟、無効審判不服裁判など）の訴訟情報をもっと公開することが必要である。大企業の経営者の中には、中小・ベンチャー企業いじめの事態を知らず、知財部長の判断だけという事例もある。大企業の株主にとっても、訴訟費用の垂れ流しは問題である。

これらに対処するには、世間の目という監視機構が必要だ。これが無ければ

大企業を変革することはできない。マスコミには訴訟報道の重要性について再認識してもらいたい。

2. I P D Lの機能では不十分である。特許庁検索システムを公開しよう

特許庁の審査負担を軽くするには、特許庁と同じ検索システムを国民に公開することが必要である。特許情報の偏在が、発明誕生の阻害や遅延要因となっているだけでなく、行政機関を麻痺させる状態となった。これを改善するには、出願人が検索利用者となり、出願前、審査請求前の自己調査に任せるのが合理的ではないか。特許庁の検索システムは、特別会計制度を用い、出願人や特許権者が納めた税金によって全額賄っている。費用供出者に利用させない理由はない。

3. 審査請求制度を廃止する。当面、第三者でも早期審査請求を行うことができるよう特許庁の運用を改善する。

自社の特許権などの権利確定を遅らせ、中小・ベンチャー企業の起業阻害をしている大企業も存在する。権利範囲が不明確であると、中小・ベンチャー企業はリスクが大きくて起業ができない。融資でも大企業の権利化後という条件がつき、中小・ベンチャー企業は身動きが取れない。

そこで、日本全体の権利関係を安定させるためには、審査請求制度の廃止が必要である。当面は、誰でも無料で早期審査請求を行うことを緊急措置として可能とすべきである。法改正は不要であり、特許庁の運用改正で実施できる。

4. 特許審査の迅速化の計画値を作成する。無審査制度の導入の検討を開始する。

現在、特許審査迅速化法を成立させ、審査の迅速化に取り組んでいるが計画値が明示されていない。これでは今後、必要な対策を検討したり、講じることは困難である。

サーチツールの国民への開放、弁理士、弁護士などの代理人やプロの検索機関の成長が充分となれば、無審査制度も可能となる。事後紛争社会を踏まえ、特許審査の無審査制度の導入のステップの検討を開始すべきである。待ち時間を短く、費用を小さくして、トータルコストを下げるこの施策は、中小・ベンチャー企業にとってメリットが高いものとなるであろう。

5. 行政改革の評価基準に、中小・ベンチャー企業支援を入れる

国家全体でイノベーションを支援する体制の構築が必要である。既存の業務の到達程度の把握だけではなく、中小・ベンチャー企業の支援に役立っている行政機関かどうかを判断基準とすべきである。「小さな政府」に必要な行政機関は、

知識経済社会のニーズに対応できる役所である。

6. 知的財産訴訟のワンストップサービスを実現しよう。特許の有効、無効について「あきらか無効」以外の場合も争える体制としよう。

特許庁は、特許異議申立と無効審判を合体し「新無効審判」を作った。しかしこの制度は、誰でもいつでも無効審判請求をできるようにしただけで、侵害訴訟との重複を改善するものではなかった。本来、ワンストップサービスを目指して一つにすべき制度は、侵害訴訟と無効審判だった。

裁判所は、侵害訴訟の中で権利が「あきらか無効」である場合は、権利の乱用として判断できる最高裁判決を出した。今、「あきらか無効」とは何かが問題となっており中途半端である。全ての無効理由について、裁判所で判断できるという司法判断を早急に出してもらいたい。

明治時代に作られた司法と行政の壁は、平成時代の今になって巨大な壁となって中小・ベンチャー企業に立ちはだかっている。法律輸入元のドイツ法には存在しない悩みである。いち早く、日本病から脱出しなければならない。